

# 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて

平成28年12月19日  
広域系統整備委員会事務局

## ■これまでの主な経緯

- **第1回広域系統整備委員会(平成27年4月24日)**
  - ・ 計画策定プロセスの進め方等のご議論
- **第5回広域系統整備委員会(平成27年9月14日)**
  - ・ 費用負担の考え方、特定負担額・一般負担額の試算のご議論
  - ・ 基本要件及び受益者の範囲(案)のご議論
- **第9回～第14回広域系統整備委員会(平成27年1月29日～平成28年6月24日)**
  - ・ 短工期対策のご議論
- **第13回～第14回広域系統整備委員会(平成28年5月27日～6月24日)**
  - ・ 実施案等の提案概要、評価(増強の完了時期、工事費を除く)
- **第15回～第19回広域系統整備委員会(平成28年7月29日～11月21日)**
  - ・ 実施案等の評価
  - ・ 費用負担割合案の検討、電気供給事業者への費用負担割合案の同意確認(契約事項)
  - ・ 広域系統整備計画の記載内容(案)

## ■今回ご議論等いただきたい事項

- I. 電気供給事業者の応募内容変更と費用負担割合の案への同意確認状況(報告)
- II. 広域系統整備計画の策定
- III. 広域系統整備計画決定後の対応

# 検討スケジュールと今回の位置づけ

	平成27年度							平成28年度												
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
対策案の検討																				
受益者範囲の検討																				
実施案の検討		要領検討			.....			評価												
負担割合の検討														同意確認						
広域系統整備計画 取りまとめ・公表																				
広域系統整備委員会	★9/14 ・基本要件 ・実施案等の募集要否			★12/15 公募要領		★1/29短工期対策	★2/22短工期対策		★4/25短工期対策		★6/24 ・実施案等の評価 ・短工期対策		★7/29 ・実施案等の評価 ・費用負担割合(案)検討	★10/7 同意確認内容 (契約事項)検討			★11/21広域系統整備計画(案)		★11/21広域系統整備計画(案)	
		★10/16 電気供給事業者への要請文送付(ご報告)							★5/27 ・実施案プレゼン ・短工期対策				★8/31 ・実施案等の評価 ・費用負担割合(案)検討						<b>今回</b>	
評議員会	◇9/29 基本要件			◇12/15検討状況報告									◇9/9実施案等、費用負担割合(案)							
理事会	◆9/30 基本要件 ◆9/30 実施案等の募集要否			◆12/16実施案等の募集							◆7/6短工期対策の 入札(～8/5)		◆10/7実施案等決定 ◆10/7費用負担割合(案)決定	◆11/16特定負担 再同意確認(～12/13)			◆12/21一般負担同意確認 (～1/31)			◆広域系統 整備計画 の決定
				◆10/14 電気供給事業者への要請(～11/24)									◆8/24短工期対策の 開札結果通知							
その他				☆実施案等の募集(～H28/5)																☆広域系統 整備計画 の公表

1. 電気供給事業者の応募内容変更(報告)

■ 電気供給事業者より、応募内容変更の申し出があった。

- 電力取引の量の減少 : ▲4, 000kW(1発電所)

【今回変更後の電力取引拡大希望量(提起者を含む)】

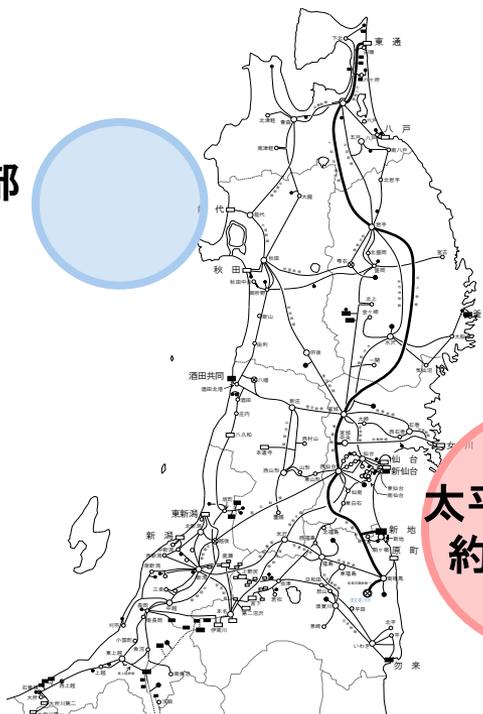
電気供給事業者 : 6社(±0社)

電力取引の合計量 : 3, 855, 600kW(6発電所) → 3, 851, 600kW(6発電所)

■ なお、これに伴う**実施案の対策工事、対策後の運用容量及び費用負担割合(案)の試算額に変更はない。**

【応募内容変更後の応募電源の地域分布】

日本海側北部  
約120万kW



太平洋側南部  
約265万kW

凡 例	
———	500kV
———	275kV 東北電力 架空送電線
———	154kV
~~~~~	275kV 同 地中送電線
~~~~~	154kV
■ ■ ■	500kV 東北電力以外 架空送電線
*****	275kV 東北電力以外 架空送電線
———	154kV
~~~~~	154kV 同 地中送電線
○	東北電力 変電所
□	東北電力 発電所
⊗	東北電力 閉閉所
●	東北電力以外 変電所
■	東北電力以外 発電所
⊗	東北電力以外 閉閉所

# I. 電気供給事業者の応募内容変更と費用負担割合の案への同意確認状況(報告) 5

## 2. 費用負担割合の案への同意確認状況(報告)

- 電気供給事業者へ費用負担割合の案への再度の同意確認(同意確認期間:11月16日~12月13日)を行った結果、1社から応募内容の変更(▲4,000kW)があったが、6社の電気供給事業者すべてから同意を得た。
- このため、一般送配電事業者(東北電力、東京電力PG)へ費用負担割合の案への同意確認を実施する(同意確認期間:12月21日~1月31日)。
- 今後、一般送配電事業者から、費用負担割合の案に対する同意を得た上で、広域系統整備計画を2月上旬を目途に策定する予定である。

# 【参考】費用負担割合の案における試算額

区間	区分	受 益	試算額※2			
			特定負担	一般負担		合計
				東北	東京	
区間 1	I	運用容量拡大 (応募電源利用分) 他	380億円 (9,859円/kW)	—	—	380億円
	II	運用容量拡大 (空容量相当)	—	—	68億円	68億円
	III	供給信頼度等向上 (出力抑制回避)	—	87億円	—	87億円
	IV	供給信頼度等向上 (停電回避)	—	—	18億円	18億円
	V	設備更新他※1	—	36億円	15億円	51億円
区間 2	VI	広範囲の裨益 (地内基幹系統)	—			
その他	VII	供給信頼度等向上 (エリア全体の安定供給対策)	—			
合計			380億円	1,048億円	102億円	1530億円

※1 区間 1 の用地取得等（土地費の全額、地役権設定の半額及び既設送電線の電磁誘導対策費）を含む。

※2 端数処理のため合計は一致しない。消費税等相当額を除く。

- 一般送配電事業者を含む全ての費用負担候補者から同意を得た後に、送配電等業務指針第47条第4項に基づき通知した内容で費用負担割合を決定の上、業務規程第60条第1項により、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、本広域系統整備計画を別紙のとおり平成29年2月を目途に策定することとしたい。
- なお、記載の項目については、前回委員会でご議論いただいたとおり、送配電等業務指針第49条に基づき以下のとおりとする。

### 記載内容

- 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
- 増強する流通設備の容量及びその考え方
- 流通設備の増強の方法(増強又は新設の別、概略ルート)及びその考え方
- 概略工事費及びその考え方
- 流通設備の増強の完了時期
- 実施案及び事業実施主体の選定結果
- 受益者及びその考え方
- 増強費用の負担割合及びその考え方
- その他広域連系系統の整備に関する事項

## 【業務規程】

(広域系統整備計画の策定)

第60条 本機関は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定し、公表する。

2 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体及び受益者に対し、策定した広域系統整備計画の内容を通知する。

## 【送配電等業務指針】

(費用負担割合の決定)

第47条 1～2 (略)

3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定のうえ、費用負担候補者に通知する。

4 本機関は、前項において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第35条第2項又は第40条第5項により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項に準じ、再度、費用負担割合を検討する。

(広域系統整備計画の内容)

第49条 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
- 二 増強する流通設備の容量及びその考え方
- 三 流通設備の増強の方法(増強又は新設の別、概略ルート)及びその考え方
- 四 概略工事費及びその考え方
- 五 流通設備の増強の完了時期
- 六 実施案及び事業実施主体の選定結果
- 七 受益者及びその考え方
- 八 増強費用の負担割合及びその考え方
- 九 その他広域連系系統の整備に関する事項

- 広域系統整備計画決定後、本機関は、業務規程第60条第2項に基づき、事業実施主体及び受益者へ、広域系統整備計画の内容を通知する。
- 事業実施主体は、送配電等業務指針第53条第1項に基づき、速やかに主要工程を、また、四半期ごとに進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報を、本機関に提出する。
- 本機関は、事業実施主体と連携を取りつつ、業務規程第62条に基づき、提出された情報により進捗状況を把握し、工程の見通し及びコスト増減等の確認をするとともに、実施設計が完了するなどの一定の時期にコスト等の検証を実施するなど本広域系統整備計画の確実な実現及び目的達成に向け、的確に取り組んでいく。
- また、業務規程第62条に基づき、確認した進捗状況について本委員会に報告を行い、進捗の遅延などにより本広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について本委員会において検討を行うこととする。

## 【業務規程】

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

第62条 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。

- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

## 【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
  - 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報
- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。